

## 令和5年度一般会計予算関連資料

### 【引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）

#### が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 196,000千円（A）  
 （歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,502,765千円（B）

（単位：千円）

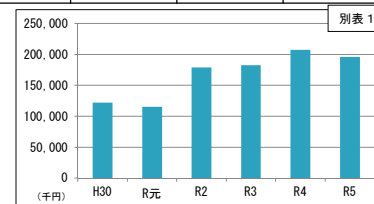
事業名	経費 (C)	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国庫支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他
<b>①高齢者福祉事業</b> 地域生活支援事業、門口除雪サービス、高齢者温泉等利用料扶助事務など	35,738		4,996	4,563	26,179
<b>②障害者福祉事業</b> 日常生活用具及び補装具給付事務、更生医療扶助事務など	657,708	307,382	174,469	26,103	149,754
<b>③児童福祉事業</b> 児童手当・児童扶養手当支給事務など	195,734	97,494	28,788	10,310	59,142
<b>④ひとり親福祉事業</b> ひとり親医療費扶助事務など	5,708	964	1,970	412	2,362
<b>⑤生活保護事業</b> 生活保護支給事務など	482,516	361,743	31,800	13,207	75,766
<b>⑥就学援助事業</b> 修学奨励金交付事務、就学援助費扶助事務など	42,666	455	5,672	5,423	31,116
<b>小計(1)</b>	<b>1,420,070</b>	<b>768,038</b>	<b>247,695</b>	<b>60,018</b>	<b>344,319</b>
<b>①国民健康保険事業</b> 国民健康保険特別会計への繰出金	146,661	10,665	45,359	13,453	77,184
<b>②後期高齢者事業</b> 後期高齢者医療特別会計への繰出金	448,433		75,860	55,303	317,270
<b>③介護保険事業</b> 介護保険事業特別会計への繰出金	309,147	15,807	7,904	42,367	243,069
<b>小計(2)</b>	<b>904,241</b>	<b>26,472</b>	<b>129,123</b>	<b>111,123</b>	<b>637,523</b>
<b>①医療事業</b> 病院事業会計に対する補助金、特定不妊治療費助成事務など	135,363			20,092	115,271
<b>②予防対策事業</b> 予防接種、健診、がん検査の実施など	42,199	253	10,729	4,634	26,583
<b>③健康増進対策事業</b> ファミリースポーツ大会、スポーツ教室の開催など	892			133	759
<b>小計(3)</b>	<b>178,454</b>	<b>253</b>	<b>10,729</b>	<b>24,859</b>	<b>142,613</b>
<b>合計(1)+(2)+(3)</b>	<b>2,502,765</b>	<b>794,763</b>	<b>387,547</b>	<b>196,000</b>	<b>1,124,455</b>

### 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の推移

（単位：千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入額 (H28~R2は決算額、 R3は予算額)	121,998	115,423	178,942	182,500	207,400	196,000

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供及び輸入貨物に対して課される税金です。  
 令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。  
 過去の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の推移と社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費は別表1・2のとおりです。



### 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費歳出予算額

